

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.30



## Contents

1

事業再生・倒産

中国子会社の再編・撤退 (3)  
- 再編 ② 管理性公司 -



2

新法紹介

- 1 「事業者集中申告の基準に関する国务院の規定」
- 2 「中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め」
- 3 「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023 - 2027）」
- 4 「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」



3

中国からの風便り

お茶を通じて知る中国



## 中国子会社の再編・撤退 (3) - 再編 ② 管理性公司 -



弁護士 松本 亮  
弁護士 松本 亮

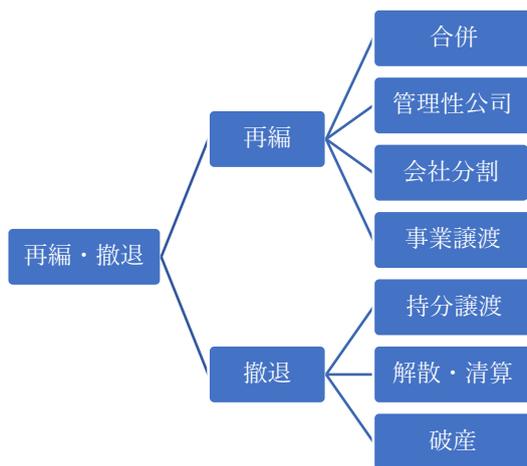
PROFILE

### 1 管理性公司とは

管理性公司とは、グループ企業のそれぞれの会社に対して、資金管理、購買、販売、人員のビザなどの管理、その他様々なサービスを提供する会社である。

似た概念として投資性公司という形態もあるが、管理性公司は投資性公司と異なり、必ずしも他のグループ企業への出資を前提としていない点異なる。投資性公司は、グループ企業に対して人事管理等のサービスを提供することができ、資金援助等も可能というメリットがあるものの、資本金などの設立要件が厳しく、一部の大企業を除いて投資性会社を設立することは難しいというデメリットがある。

他方で管理性公司は、投資性公司に比べて、設立要件が緩やかであり、かつグループ企業の様々なサービスに関する管理を一括して対応することにより、各グループ企業にて別々に管理する場合に比べてコストを削減することが可能である。そのため、中国に多数の子会社を有しながら、まだ管理性公司を設置していないという会社にとっては、再編のための一つの方法となりうると思われる。



### 2 地域本部認定

管理性公司であれば管理性業務を行うことができるのかというと、そういうわけではない。地方の政府から地域本部として認定されることが必要となる。その要件は、上海、北京、広州などの都市ごとに個別に定められているが、例えば上海であれば、上海市多国籍公司設立地区本部奨励規定（最新版は2022年11月9日か

ら施行、以下「奨励規定」という。）に基づき、地域本部の認定要件は以下のように定められている。

- ① 独立法人としての資格を有する外商投資企業であること
- ② 国外の親会社が直接または間接に50%を下回らない持分を有しており、親会社の資産総額が2億米ドル以上であること
- ③ 登録資本が200万米ドル以上であること
- ④ 基本的に上記条件を満たし、かつ地区経済の発展に突出した貢献がある場合も斟酌することが可能

### 3 管理性公司のメリット

管理性公司として地域本部の認定を受けることができた場合のメリットは地方ごとに異なるが、例えば上海であれば奨励規定に基づき、以下の通り規定されている。このようなメリットを享受することにより、グループ企業全体としてのコスト削減につながりうると思われる。

#### (1) 資金援助及び奨励（奨励規定9条）

要件を満たす地域本部は資金援助や奨励を受けることができるとされている。具体的な要件や内容は関連部門が別途制定するとされている。

#### (2) 資金運用及び管理（奨励規定10条）

人民銀行の上海本部、国家外貨管管理局上海分局は地域本部企業が資金をプールすることに協力する。地域本部企業が条件を満たす場合には、グループ企業間での資金の調達、回収、投資、融資等の業務に資金を運用することができる。

#### (3) 貿易の便利性（奨励規定11条）

地域本部企業が貿易を行うにあたっては、直接外貨の手続きを行うことができ、条件を満たす場合にはホワイトリストに掲載の上で、貿易が便利になる手続を採ることができる。

#### (4) 科学技術ベンチャーの援助（奨励規定12条）

地域本部企業は、上海市のベンチャープラットフォームに参加することができる。条件を満たす場合

には、補助等を申請することも可能とされている。

(5) インターネットによる商業登記（奨励規定13条）

インターネットによる商業登記が可能であり、電子営業許可証や電子印鑑等も発行が可能とされている。

(6) プロジェクト投資（奨励規定14条）

地域本部企業のプロジェクトが条件を満たし上海市の重点プロジェクトに入った場合には、上海市はその実行を全面的に援助し、条件を満たした場合には資金援助もありうるとされている。

(7) 人材の移動（奨励規定15条）

留学から帰国した人員や海外人員が上海市で住むための様々な手続き上のサポートを行うとされている。

(8) 出入国管理の簡便性（奨励規定16条）

海外と行き来する中国人や、上海で仕事をする外国

人に対し、出入国に必要なビザなどの発給を簡便化するとされている。

#### 4 再編の方法としての管理性会社の活用

中国に多くの子会社を有する日本企業の場合、投資性会社を設立して、その傘下に全ての中国子会社をぶら下げる方法を採用する。しかし実際には、中国に対する出資は独資もあれば合弁もあり、簡単にまとめることができないという状況もある。また冒頭で述べたとおり、投資性会社を設立するためには、厳格な要件をクリアする必要がある。そこで管理性会社を設立した上で、地域本部として認定を受け、上記のようなメリットを享受することにより、中国全体としてのコストパフォーマンスを上げるとともに、中国ビジネスをより効率的に進めることができるだろう。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

- 1 「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」
- 2 「中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め」
- 3 「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」
- 4 「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」

### 1. 「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」

国務院は、「事業者集中申告の基準に関する国務院の規定」（以下「本規定」という。）を公布し、2024年1月22日より施行することにした。本規定では、事業者集中の申告基準が取り上げられ、以下のいずれかの基準を満たした場合、係る事業者は予め国務院独禁法執行機関に申告する必要がある、申告しなければ事業者集中を実施してはならないとされている。

- (1) 事業者集中に参加するすべての事業者の直近会計年度の全世界における売上高が合計120億人民元を超えて、且つそのうち少なくとも2つの事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高はいずれも8億元を超えた場合
  - (2) 事業者集中に参加するすべての事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高が合計40億人民元を超えて、且つそのうち少なくとも2つの事業者の直近の会計年度の中国域内における売上高はいずれも8億元を超えた場合
- また、事業者集中の申告基準を満たしていなくても、当該事業者集中によって競争を排除・制限する効果がある又はそういう恐れがある場合、国務院の独禁法執行機関がかかる事業者に対して申告を命令することができることとされている。

（国務院2024年1月22日公布、同日施行）

[https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content\\_6928387.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm)

### 2. 「中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め」

最高人民法院は2024年1月26日にHPにて2019年1月18日付で香港律政司と締結した「『中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互承認及び執行に関する最高人民法院の取り決め』（以下は「本取決」という。）を公布し、同時1月29日から両地域では同時に施行予定である。

本取決は計23条から構成され、両地域では相互に承認及び執行する民商事案件の判決の範囲及び内容、承認・執行の申請プロセス及び方法、承認・執行を認めない状況、救済プロ

セス等に関して定めている。両地域で相互に承認及び執行する民商事案件の判決の範囲という、中国内陸部及び香港特別行政区の裁判所による民商事案件の発効判決、及び刑事事件における民事賠償に関する発効判決が含まれる。判決の意味について、中国内陸部では判決、裁定、調停調書、支払命令は含まれるが、保全裁定は含まれないとされており、香港特別行政区では判決、命令、判令、訴訟費用評定証明書は含まれるが、提訴禁止命令、臨時救済命令は含まれないとされている。判決の内容には、金銭に関するものと非金銭に関するものが含まれる。

一方、婚姻家事案件の一部、継承案件、特許侵害案件の一部、海事・海商案件の一部、破産案件、仲裁に関する案件等8種類の民商事案件の判決は本取決の適用対象外となる民事判決として挙げられる。

（最高人民法院2024年1月26日公布、同年1月29日施行）

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-2755.html>

### 3. 「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」

中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は2024年1月22日に、「浦東新区総合的改革の試験的に実施する方案（2023－2027）」（以下は「本方案」という。）を公布し、浦東新区のより高水準の改革開放をサポートし、社会主義現代化建設の牽引区の構築を目指すという目標としている。

本方案では、規則基準等の開放度を向上させること、科学技術イノベーション体制の完備、人材育成体制・メカニズムの改革促進、政府機能転換の促進等といった6つの面から23項の施策を打ち出した。具体的には、以下のものが注目されている。

- (1) 浦東新区における市場参入規制緩和の特別措置の制定・実施
- (2) 電信サービス、医療健康等サービスの消費市場参入規制について秩序を立てて緩和させることの検討

- (3) データリソースの保有権、データ加工使用权、データ製品経営権等権利の分離付与体制の構築の検討
- (4) 浦東新区で登録された当事者の涉外商事紛争について自主的に浦東新区内で適用される特別の仲裁規則を約定することが可能とする体制構築の検討
- (5) 取引決済、EC支払、カーボン取引、グリーン電力取引等の分野でデジタル人民元の試験的運用
- (6) デジタル資産の管理、デジタル身分の国際的認証等の検討
- (7) 資本市場による科学技術企業に対する上場融資、M&A等の制度の取り決めの充実化
- (8) 重要な科学研究、交流、ビジネス、貿易などの活動を行うために浦東新区を訪れる外国人が長期数次有効のビザの発行

(中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁2024年1月22日公布、同日施行)

[https://www.gov.cn/zhengce/202401/content\\_6927503.htm](https://www.gov.cn/zhengce/202401/content_6927503.htm)

#### 4. 「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」

商務部は2024年1月25日に、「中国で就労・生活する外国籍のビジネスマンのためのガイドブック（2024年版）」（以下「本ガイドブック」という。）を発表した。

本ガイドブックでは、注意事項、日常生活サービス、中国での滞在・居住サービス、かかる社会サービスの4つから構成され、特に外国籍のビジネスマンが中国到着後に行う必要のある宿泊先の登記、ビザ、居留許可並びに就労許可の有効期限等を注意すべき事項として規定して、通信カード、銀行カード、モバイル決済、外貨両替、交通機関、宿泊等サービスの利用方法についても定めている。なお、本ガイドブックでは、外国籍のビジネスマンとして中国における社会保険の納付や個人所得税の納税に関する政策も明確にされた。

(商務部2024年1月25日公布、同日施行)

<http://images.mofcom.gov.cn/wzs/202401/20240125094949758.pdf>

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## お茶を通じて知る中国

中国のレストランでは料理やお酒のメニュー以外に、お茶のメニューを目にすることがあります。また大勢で食事をする際にお酒の隣にお茶を置いて食事を楽しむ風景も珍しくありません。先日、何人かで食事をしていた際、お茶の注文をきっかけに、中国茶の話題になりました。私はこれまでお茶にあまり馴染みがなかったのですが、その時の話題をきっかけに少し調べてみるととても興味深いのです。

皆さんは、中国茶にはどのような種類があるかご存じでしょうか。中国茶の種類は、細かく分類すると数百種類あると言われていますが、大きくは6種類プラス1種類に分類されます。おおまかに茶葉の発酵の程度に応じて緑茶、白茶、黄茶、青茶、紅茶、黒茶の6種類に分かれます（これにプラスしてジャスミン茶などの花茶があります）。

緑茶は全く発酵させませんが、その他の5種類は茶葉を発酵させて造ります。ただ「発酵」といっても、白茶、青茶、紅茶は茶葉自身に発酵させますが、黄茶と黒茶は最初に熱処理して茶葉自身の発酵を止めてから、別の菌を使って発酵させます。日本人によく知られているウーロン茶は黒茶と思いきや青茶に分類され、黒茶といえばプーアル茶になります。

中国で一番ポピュラーなお茶は緑茶ですが、その代表格といえば龍井茶、中でも浙江省杭州市にある世界遺産の西湖の近くで造られる「西湖龍井」は、非常に良質で高価なお茶として知られています。杭州市は上海市から高速鉄道を使うと1時間前後で行けるので上海市に住む日本人にも馴染みがあります。私も西湖周辺に何度か行ったことがありますが、見渡す限り茶畑が一面に広がり、早朝の少し霧がかかった風景は一見の価値があります。

中国ではお茶がこれだけ身近で種類も豊富だと、当然な

がら「中国茶のブランド」が生まれることになり、そのブランド価値をニセモノからどのように守るかが問題となってきます。例えば、西湖龍井の真偽を識別する方法に特許権が認められたりしています。またブランド価値といえは商標ですが、通常、地名は商標として保護されません。しかし、ある商品がある地域を産地とし、その商品の特定の品質や信用などブランド価値を構成するものが主にその地域の自然的要素等により決まるようなときは、その商品の原産地や製造方法など特別な品質を証明するための「証明商標」という特殊な商標を登録することができます。このような地名に基づく証明商標が登録されるためには、その地域の人民政府の許可証書が必要になるので、誰でも出願登録できるわけではありません。先ほどの「西湖龍井」については、2011年に杭州市西湖区龍井茶産業協会が出願して証明商標の登録を受けています。そして、毎年、全国に現れる「西湖龍井」のニセモノ製造・販売業者に対して行政機関と協力しながら摘発を行っており、時々ニュースでも取り上げられます。中国というと、外国ブランドに便乗した大量のニセモノが販売されている印象がありますが、長きにわたって受け継がれる中国茶の品質とブランドを中国人自身が守ろうと努力している姿勢には少し驚かされます。

偶然にも食事の話題に上った中国茶でしたが、私も少し中国茶について知ることができたので、今後はお酒のメニューと合わせて御茶のメニューも開いてみようかと思う次第です。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。